



## 保証契約書（案）

岡山市（以下「甲」という。）と契約保証人  
（以下「乙」という。）とは、次の条項により保証契約を締結する。

第1条 乙は、次の契約（この保証契約の締結後、当該契約が変更された場合は、変更後の契約をいう。）について、受託者がその債務を履行しないときは、受託者に代わって完了させるものとする。

(1) 件名  
健子増進法に基づく子宮がん・乳がん検診（その2）（集団検診）（単価契約）

(2) 場所  
岡山市内

(3) 期間  
契約日 から  
令和6年3月31日 まで

(4) 受託者

(5) 契約単価	(1) 子宮がん検診（頸部検査）	円
	(2) 乳がん検診（視触診+マンモグラフィ1方向撮影）	円
	(3) 乳がん検診（視触診+マンモグラフィ2方向撮影）	円
	(4) 受付事務	円
	（消費税及び地方消費税相当額を含む）	

(6) 予定総数量	(1) 子宮がん検診（頸部検査）	630	件以内
	(2) 乳がん検診（視触診+マンモグラフィ1方向撮影）	530	件以内
	(3) 乳がん検診（視触診+マンモグラフィ2方向撮影）	100	件以内
	(4) 受付事務	17	件以内

(7) 予定総金額	(1) 子宮がん検診（頸部検査）	金	円以内
	(2) 乳がん検診（視触診+マンモグラフィ1方向撮影）	金	円以内
	(3) 乳がん検診（視触診+マンモグラフィ2方向撮影）	金	円以内
	(4) 受付事務	金	円以内

第2条 乙は、受託者が前条の契約による債務を履行しない場合に生ずる遅延損害金、違約金その他の損害金を受託者と連帯して支払うものとする。

第3条 甲は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し、業務を完了することを請求することができる。

- 契約期間内又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 正当な理由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の請求があった場合における受託者及び乙に係る契約代金債権の帰属及び契約不適合責任は、次のとおりとする。

- 受託者が履行した部分に係る契約代金債権は、受託者に帰属する。
- 乙が履行した部分に係る契約代金債権は、乙に帰属する。
- 受託者及び乙は、契約不適合については、連帯してその責に任ずる。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年 月 日

発注者 甲 岡山市北区大供一丁目1番1号  
岡山市  
岡山市長 大森 雅夫



契約保証人 乙

